

会員・お客さま各位

令和 3 年 8 月 25 日

亀有信用金庫
理事長 矢澤 孝太郎

不祥事件の発生とお詫びについて

この度、当金庫におきまして、下記のとおり不祥事件が発生しました。
信用を旨とする地域のための金融機関として、かかる不祥事件が発生させたことにつき
まして、当金庫の会員、お客様、地域の皆様に衷心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

令和 3 年 2 月 12 日に退職した当金庫元職員が、飯塚支店に在職中の令和 2 年 8 月 6 日にお客様 1 名から保険商品に加入する名目でお預かりした現金 3,000 千円を着服し、私的な遊興費および生活費等に充てていたことが、当金庫の調査により令和 3 年 4 月 27 日に判明しました。

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

ご迷惑をおかけいたしましたお客様にはお詫びの上、経緯について十分にご説明を行いました。尚、被害額(事故金額)については全額弁済されております。

3. 関係機関への届出等

本件発覚後、法令に基づき監督官庁等関係機関への届出を行いました。また、警察へ通報いたしました。

4. 人事処分

当該元職員に対し、当金庫内規に基づき懲戒解雇処分相当として、退職金全額を返還させました。また、管理監督者に対し、厳格な処分を行いました。

5. 今後の対応

当金庫は今回の事態を厳正に受け止め、内部管理態勢の問題点を洗い出し不祥事件の再発防止および信頼回復に向け、経営管理態勢、事務管理、人事管理、コンプライアンス態勢の強化に全役職員が全力で取り組んでまいります。

以 上

【お問い合わせ先】

亀有信用金庫 総務部 (担当: 藍川、丸山)

電話番号 03-3603-0181 (代)

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで (土・日・祝日を除く)